

改正案	現行
<p>第一号様式 【表紙】 【提出書類】(2)</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 上記提出者の保有株券等の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">a～d (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">e 「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書(法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。)又は四半期報告書(法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。)、直近の商業登記簿等に記載された発行済株式等総数を記載しても差し支えない。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、発行者において株式分割等を行っており、効力が発生していない場合において、権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合には、発行済株式等総数は権利落日に増加するものとみなして発行済株式等総数を記入することとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">f～n (略)</p> <p>(13)～(22) (略)</p>	<p>第一号様式 【表紙】 【提出書類】(2)</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 上記提出者の保有株券等の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">a～d (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">e 「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書又は半期報告書、直近の商業登記簿等に記載された発行済株式等総数を記載しても差し支えない。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、発行者において株式分割等を行っており、効力が発生していない場合において、権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合には、発行済株式等総数は権利落日に増加するものとみなして発行済株式等総数を記入することとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">f～n (略)</p> <p>(13)～(22) (略)</p>